

くらよしプレミアム付観光振興券  
参画店舗・施設申込要領のご案内

一般社団法人 倉吉観光 MICE 協会

**(一社)倉吉観光 MICE 協会が発行するプレミアム付観光振興券の参画店舗・施設を募集致します。**

## 1. くらよしプレミアム付観光振興券の発行概要

新型コロナウイルス感染拡大により、県外からの観光客等が大幅に減少し経済的な影響を受けた市内の観光産業への経済対策を目的とし、地域限定振興券「くらよしプレミアム付観光振興券」（以下、「振興券」といいます）を発行し、市民、観光客等の消費喚起と、各店舗・施設の支援を図ります。

## 2. 振興券の概要について

名称	くらよしプレミアム付観光振興券
発行元	(一社) 倉吉観光 MICE 協会
発行枚数	12,000 セット
額面	1 セット 3,000 円 (500 円券×6 枚綴り) 分
販売価格	1 セット 1,500 円 ※プレミアム割引分は (一社) 倉吉観光 MICE 協会が負担致します
券種内訳	全参画店舗・施設にて利用出来る全店共通券 500 円 (5 枚) 指定の観光・体験施設、土産物店で利用出来る観光・土産専用券 500 円 (1 枚)
販売及び使用期間	令和 2 年 6 月 28 日～令和 2 年 9 月 30 日 (※販売は振興券が売り切れ次第終了)
購入対象者	倉吉市に住民登録のある市内在住の方及び倉吉市内に通勤、通学する方 並びに観光客 (※但し、高校生以上対象/購入時に学生証の提示をお願いする場合がございます)
購入限度数	1 人あたり 3 セットまで
販売場所	市内特設会場 (鳥取県立倉吉体育文化会館、倉吉未来中心、倉吉市防災センター、関金総合文化センター) にて先着順販売
参画負担金	不要

## 3. 振興券の取扱いについて

- (1) 振興券は参画店舗・施設での取引においてのみ使用が可能です。
- (2) 振興券は次の用途には使用出来ません。
  - ・振興券を単に現金化すること及びこれに類する行為。振興券を担保に供し、または質入れすること。
  - ・換金性の高いもの (ビール券、図書券、切手、プリペイドカード等)、たばこ事業法に規定する製造たばこの購入。
  - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条に規定する営業に係る支払い。
  - ・国や地方公共団体への支払い、公共料金の支払い。
  - ・発行者が振興券の使用に相応しくないと判断したもの。
- (3) 振興券の額面以下の使用の場合、お釣りは支払いません。
- (4) 振興券の額面以上の使用の場合、不足分は現金にて受け取り下さい。
- (5) 振興券の盗難・紛失、換金期限切れ等による損失に対して発行者は責任を負いません。  
振興券の盗難・紛失については損害賠償が発生する場合がございます。
- (6) 上記禁止行為、使用対象にならないものによる振興券の使用が発覚したときは、損害賠償、登録の抹消、換金の拒否その他処分を行う場合がございます。

#### 4. 参画店舗・施設の応募資格

参画店舗・施設の応募資格は、参画申込書の提出時点において、次の要件を全て満たしている事を条件とします。

- (1) 倉吉市内で固定施設を備え、観光・体験施設、観光土産店、飲食業の事業を営み、鳥取県内に本社・本店を置く事業者。飲食業に於いては飲食店営業許可を取得していること。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条に規定する営業（同条第1項第1号から3号を除く。）を行っていない者
- (3) 特定の宗教・政治団体と関わる者や公序良俗に反する内容の業務を行っていない者
- (4) 役員等（法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとします。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の構成員（以下「暴力団員」といいます。）である者若しくは暴力団又は暴力団員が経営に関与していない者
- (5) 暴力団員を雇用していない者
- (6) 暴力団又は暴力団員を問題解決の為に利用していない者
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と密接な交際をしていない者
- (8) 暴力団又は暴力団員であること若しくは（3）から（6）までに掲げる行為を行う者と知りながら、その者に飲食の製造、仕入、納入やその他業務を下請け等させていない者

#### 5. 参画事業所の責務

参画店舗・施設は次に掲げる事項を遵守して下さい

- (1) 参画店舗・施設であることが振興券使用者に対して明確になるよう、別途配布する参画明示広報物（参画店舗・施設用ステッカー）をわかりやすい場所に掲示して下さい。
- (2) 使用者が持ち込んだ振興券について明らかに偽造・模造されたと判別出来る場合は、受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに（一社）倉吉観光 MICE 協会事務局へ報告して下さい。但し、こうした振興券を受領した場合、参画店舗・施設の責務と致します。
- (3) 振興券を受領した際は、裏面に参画店舗・施設が特定できる印章を押印し、再使用防止措置を講じて下さい。参画店舗・施設の印章が押印された振興券の利用があった場合は受領を拒否して下さい。
- (4) 事業終了後、市の要請により振興券事業の成果等に関するアンケートをお願いする場合がございます。
- (5) 3つの「密」を避け、新型コロナウイルス感染症の感染防止に努めて下さい。

参画申込を頂いた店舗・施設に、1事業所あたり消毒液（1リットルボトル）1本を無料で提供が可能です。ご希望の場合は参画登録申請書にてお申し込み下さい。

※但し、数に限りがありご希望に添えない場合がございます。予めご了承下さい。

## 6. 参画登録枠について

参画にあたり、参画登録枠を以下の2通りから選択するものと致します。※両方の登録は出来ません。

登録枠	参画条件	利用可能クーポン区分	
		全店共通券 (500円×5枚)	観光・土産 専用券 (500円×1枚)
一般枠	要領の項目「4.参画店舗・施設の応募資格」の要件を満たす観光・体験施設、観光土産物店、飲食業	利用可能	利用不可
観光枠	要領の項目「4.参画店舗・施設の応募資格」の要件を満たし、且つ、 <u>倉吉観光 MICE 協会会員の観光・体験施設、観光土産物店</u>	利用可能	

## 7. 参画店舗・施設の申込方法

(1) 参画申込を希望される場合は、参画登録申請書兼誓約書に必要事項をご記入のうえ、ご持参頂くか、郵送またはFAXにてお送り下さい。

※参加登録申請書兼誓約書は倉吉観光 MICE 協会ホームページ「倉吉観光情報 (<https://www.kurayoshi-kankou.jp/>)」からもダウンロードが可能です。

■ご持参・郵送での申込の場合

〒682-0821 倉吉市魚町 2568-1 (赤瓦十号館内) 一般社団法人 倉吉観光 MICE 協会事務局

■FAXで申込の場合 送信先 FAX 0858-24-5015

(2) 募集期間

募集開始	令和2年6月12日(金)	
募集締切(一次)	令和2年6月19日(金)	※一次募集締切迄にお申込の店舗・施設名を、振興券購入時にお渡しする利用店舗・施設一覧に掲載致します
一次募集締め切り後も随時、参画受付致します		※一次募集締切後にお申込の店舗・施設名は当協会ホームページ内のみの掲載となります

(3) 参画の承認は上記「倉吉観光情報」特設ページへの掲載及び、参画店舗・施設明示広告物(参画店舗用ステッカー等)の発送(6/23頃より郵送開始)によりお知らせします。

(4) 市内に複数店舗を持つ事業者については、各店舗単位ではなく事業者単位にて複数店舗申込書に必要事項を記載のうえお申し込み下さい。(但し、振興券が使用可能な市内の店舗であることが条件です)

## 8. 参画店舗・施設の承認取消し

本募集要領に違反する行為が認められたり、お申し込みの内容に虚偽・不備等があったりした場合は、換金拒否や参加店の承認を取り消すことがあります。またこれにより損害金が生じた場合は当該店舗・施設に対して損害請求をする場合があります。

## 9. 使用済振興券の換金方法

(1) 換金方法は下記表の通りです。

換金受付 期間	令和2年6月28日(日)～令和2年10月31日(土) ※令和2年10月31日までに換金受付されなかった振興券は換金出来ません。
換金受付 場所	(一社)倉吉観光 MICE 協会 事務局
受付時間	8:30～17:00
換金方法	・振込精算のみ(対象銀行:鳥取銀行、山陰合同銀行、倉吉信用金庫) ※下記必要書類を持参または郵送下さい
必要書類	・使用済み振興券(10枚以上ある場合は10枚単位でホッチキス留め願います) ・換金伝票((一社)倉吉観光 MICE 協会ホームページよりダウンロード可能です)

(2) 使用済み振興券の裏面に店舗・施設名を押印してお持ち下さい

(3) (一社)倉吉観光 MICE 協会ホームページより換金伝票をダウンロード頂き、換金枚数と金額を記入し、振興券と共に持参下さい。換金伝票は当協会事務局窓口でもご準備しております。

(4) 参画申込時に、指定振込口座を参画登録申請書兼誓約書へ記入下さい。振込は、振興券を倉吉観光 MICE 協会事務局持参、郵送の場合は郵便到着日から起算して土日祝を除く7日以内に(一社)倉吉観光 MICE 協会より指定口座にお振り込み致します。

(5) 指定振込口座は原則として鳥取銀行、山陰合同銀行、倉吉信用金庫の口座と致します。

## 10. その他

(1) 本募集要領に記載されていない事項については、協議の上、決定します。

(2) お申し込み時にご記入頂いた参画店舗・施設情報については、本事業においてのみ使用し、それ以外の用途において使用することはありません。なお、参画店舗・施設情報の一部(店舗名称、所在地、電話番号、業種等)について、(一社)倉吉観光 MICE 協会ホームページや振興券周知チラシ等の広報に使用することがございます。

(3) 参画店舗・施設が独自で本事業に関する広報を行う際に、振興券デザインの使用を希望される場合は、事前に(一社)倉吉観光 MICE 協会及び倉吉市の承認が必要となります。詳細は事務局までお問い合わせ下さい。

### 【問い合わせ先】

一般社団法人 倉吉観光 MICE 協会事務局  
〒682-0821 倉吉市魚町 2568-1(赤瓦十号館内)  
電話 0858-24-5371 FAX 0858-24-5015

E-mail [info@kurayoshi-kankou.jp](mailto:info@kurayoshi-kankou.jp)

営業時間 8:30～17:00